

ご存知ですか？

福祉医療制度



お子さんを養育しているかたやひとり親家庭等のかた、重度の障がいをお持ちのかたに対して、医療費の助成を行っています。

助成の対象になるのは、医療費のうち保険が適用されるもの(保険診療分)です。

なお、加入している健康保険組合等から、高額療養費や附加給付金などが支給される場合は、その分を除いた額を助成します。

◀ 受給資格対象者は？ ▶

こども医療費制度

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育しているかた

ひとり親家庭等医療費制度

ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童(一定の障がいがある児童は20歳未満まで)とその母(父)または養育者

なお、ひとり親家庭等医療費制度については、所得制限及び自己負担金があります。

重度心身障害者医療費制度

次のいずれかに該当するかた

- ①1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちのかた
- ②AからBまでの療育手帳をお持ちのかた
- ③1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
- ④65歳以上のかたで、(埼玉県後期高齢者医療広域連合等の) 障害認定を受けているかた

※但し、①～④に初めて該当したときの年齢が65歳以上の場合は対象外となります。

※重度心身障害者医療費制度は、所得制限があります。



◀ 医療費の申請は？ ▶

こども医療費制度 及び 重度心身障害者医療費制度

市内の指定医療機関等の場合

「こども医療費受給資格証」または「重度心身障害者医療費受給者証」を提示することで、医療費(一部負担金)の支払いが不要となります。但し、後期高齢者医療保険加入者以外のかたで、ひと月の一部負担金が一医療機関2万1,000円以上、70歳以上75歳未満のかたは外来8,000円以上、入院1万5,000円以上の場合、人工透析等長期高額疾病受給者で社会保険、白岡市以外の国民健康保険加入者は一部負担金をお支払いください。支払い後は指定医療機関等以外の場合に準じた手続きを行ってください。

指定医療機関等以外の場合

申請書に必要事項を記入し(月ごと、医療機関等ごと)、申請書の「領収書」欄に医療機関等で証明を受けるか、医療機関等が発行した領収書を添付のうえ、提出場所へ提出してください。

申請時の注意事項

- ・申請書には、対象者の氏名、受給者証番号、生年月日等必要事項をお間違えのないよう記入してください。
- ・申請書に領収書(レシートを含む。)を添付して申請する場合は、①患者氏名②料金内訳(保険診療分のかかるもの)③診療年月日④医療機関名が確認できる領収書に限られます。
- ・同一月、同一医療機関等の診療については、医療機関等での証明による申請と領収書等の添付による申請の二重請求にご注意ください。
- ・「医療機関等」とは、「病院・診療所(歯科を含む。)」 「調剤薬局」などをいいます。「病院」で薬の処方箋が出て、「調剤薬局」で薬剤代を支払っている場合は、「調剤薬局」分の申請も別途必要です。

ひとり親家庭等医療費制度

市内の医療機関の場合

申請書に必要事項を記入し、月ごとに一枚、受診した医療機関等の窓口へ提出してください(申請書は後日市が回収しますので、手続きの必要はありません。但し、接骨院等の一部医療機関については回収を行っていませんので、申請書を提出場所へ提出してください。)

市外の医療機関の場合

市では回収を行いません。

申請書の「領収書」欄に医療機関等で証明を受けるか、または医療機関等が発行した領収書を添付のうえ、提出場所へ提出してください。
※医療機関等によっては、別途証明料を請求される場合もあります。

提出場所

こども医療費制度及びひとり親家庭等医療費制度 ▶子育て支援課

重度心身障害者医療費制度 ▶福祉課

福祉医療共通の提出場所 ▶市役所連絡所(白岡駅西口階段下)、はびすしらおか1階、東児童館、西児童館

◀ 医療費の振り込みは？ ▶

毎月10日までに申請された医療費は、その翌月10日(ひとり親家庭等医療費は12日)に届出のある口座に振り込まれます(土・日曜日、祝日は前後することがあります。)

なお、医療費の支払いが高額(ひと月の一部負担金が一医療機関2万1,000円以上、70歳以上75歳未満のかたは外来8,000円以上、入院1万5,000円以上)となった場合には、加入している健康保険組合からの高額療養費等を確認した後の支給となりますので、振り込みまでに3～5か月以上かかります。後期高齢者医療制度加入の場合は、金額にかかわらず受診月の4～5か月後の振り込みとなります。

福祉医療制度では、保険診療分を助成の対象としています。入院時の食事代や、保険対象外となる予防接種、健康診断、紙おむつ代、差額ベッド代、文書料等は助成の対象となりません。そのため、窓口で支払った金額と振り込み金額が異なる場合があります。

問合せ

【こども医療費制度、ひとり親家庭等医療費制度】 子育て支援課こども給付担当 内線 154・155
【重度心身障害者医療費制度】 福祉課障がい者福祉担当 内線 162～165